

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認について以下の整備を行っており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定しております。

＜医療情報取得加算＞

初診時 1 点 再診時 1 点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療DX推進体制整備加算に係る掲示

当院は医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン資格確認システムにより取得した医療情報等を活用してより良い診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子カルテ情報共有サービス（キビタネネット）によるより良い医療の提供に取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行などの医療DXにかかる取組を実施してまいります。（今後導入予定です。）



とっても簡単！

マイナンバーカード

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

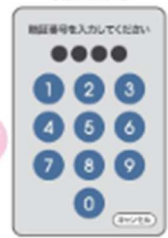
顔認証

顔も枠内に入れてください



暗証番号

暗証番号を入力してください



or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の診療・服薬・健診情報
を診療に提供することになります。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の診療・服薬・健診情報に
基づいて診療を行います。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

同意しない・40歳未満

同意する

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて健診・服薬をお願いします。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本医師会
Japan Medical Association

日本歯科医師会

日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association

個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

看護職員配置について

3階病棟（回復期リハビリテーション病棟）では、
1日11人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております

15：1 看護基準

尚、時間帯ごとの配置数は次の通りです

朝9：00～夕方5：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は6人以内
夕方5：00～翌朝9：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は26人以内

医療法人三慶会 指扇病院

看護職員配置について

4階病棟（一般病棟）では、
1日11人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております

10：1 看護基準

尚、時間帯ごとの配置数は次の通りです

朝9：00～夕方5：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は5人以内
夕方5：00～翌朝9：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は24人以内

医療法人三慶会 指扇病院

看護職員配置について

5階病棟（一般病棟）では、

1日14人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております

10：1 看護基準

尚、時間帯ごとの配置数は次の通りです

朝9：00～夕方5：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は5人以内

夕方5：00～翌朝9：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は24人以内

医療法人三慶会 指扇病院

看護職員配置について

6階病棟（一般病棟）では、

1日14人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております

10：1 看護基準

尚、時間帯ごとの配置数は次の通りです

朝9：00～夕方5：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は5人以内

夕方5：00～翌朝9：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者数は24人以内

医療法人三慶会 指扇病院

看護職員配置について

7 階病棟（一般病棟）では、

1 日 14 人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております

10：1 看護基準

尚、時間帯ごとの配置数は次の通りです

朝 9：00～夕方 5：00 まで看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 5 人以内

夕方 5：00～翌朝 9：00 まで看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 24 人以内

医療法人三慶会 指扇病院

差額ベッド料

【3階病棟】

部屋番号	ベッド数	金額
305	1床	11,000
306	2床	3,300
314 315	2床	3,300

【5階病棟】

部屋番号	ベッド数	金額
501	2床	3,300
503	1床	7,700
504 505	1床	11,000
506	2床	3,300
513	2床	3,300

【6階病棟】

部屋番号	ベッド数	金額
602 603 604	1床	7,700
605	2床	3,300
606	1床	11,000
607	2床	3,300
614	2床	3,300

【7階病棟】

部屋番号	ベッド数	金額
702 703 704 705	1床	7,700
706 707	1床	11,000
708	1床	22,000
715	2床	3,300

※金額は税込み、テレビ・冷蔵庫使用料込みの金額です

※4階病棟には差額部屋はありません

令和6年4月現在

入院時食事療養費

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記に該当しない者）	一般（下記に該当しない者）	510円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（住民税非課税）※1	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（住民税非課税）※2	110円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる者、あるいは老齢福祉年金受給権者

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

※療養病床に入院する65歳以上の者を対象とし、食費・光熱水費について、下記の標準負担額（1食当たりの食費＋1日当たりの居住費）が患者負担となります。

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額	
		食費（1食）	居住費（1日）
一般	一般の患者（下記に該当しない者）	510円	370円
	指定難病の患者	300円	0円
低所得者Ⅱ	90日以下	240円	370円
	90日を超える	190円	370円
低所得者Ⅰ		110円	370円
境界層該当者		110円	0円

入院時の 食事療養費について

令和 7 年 4 月 1 日より入院時の食事療養費の
自己負担額が変更となります。

区分	1 食当たりの負担額（税込）
一般の方	490 円 → 510 円
難病患者の方（住民税非課税世帯を除く）	280 円 → 300 円
住民税非課税世帯の方	230 円 → 240 円
住民税非課税世帯の方で 過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	180 円 → 190 円
住民税非課税世帯に属しかつ 所得が一定基準に満たない 70 歳以上の高齢受給者	110 円（変更なし）

ご了承のほどよろしくお願いいたします。

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

■ 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

コンタクトレンズ診療費に関する お知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、
関東信越厚生局に届出を行っています。

- 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は
初診料282点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は
再診料72点を算定いたします。

- コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、
200点を算定いたします。

※ 厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく
眼科学的検査料で算定する場合があります。

※ 上記につきご不明な点はご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名
眼科診療経験

蓑田 進司
25年（平成29年4月現在）

後発医薬品のある 先発医薬品の選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日から、患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担頂く仕組みが始まります。

※長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のことです。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」をご確認ください。

患者のみならずへ

令和 6 年 10 月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、**先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



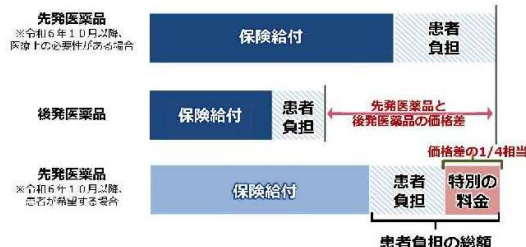
※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担と別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は選択料金であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※前払返しの増徴などで特別の料金が4分の1を上回る場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品が1つ存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれとは変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちようきしゆうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」を、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

多焦点眼内レンズを使用する 白内障手術の選定療養に関して

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、
当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に
以下の金額をご負担いただきます。

多焦点眼内レンズの種類	金額（税別）
テクニスシンフォニー（オフティブルー）	160,000
テクニスシンフォニー（トーリックⅡ）	190,000
テクニスシナジー（オフティブルー）	250,000
テクニスシナジー（トーリックⅡ）	280,000

選定療養とは、患者さんご自身が選択して受ける追加的な医療サービスで、その分の費用は全額自己負担となります。令和2年4月より、術後の眼鏡装用率の軽減を目的とした多焦点眼内レンズを使用する白内障手術は、厚生労働省が定める選定療養の対象となりました。当院は多焦点眼内レンズの白内障手術を行う医療機関として届出をしています。多焦点眼内レンズの対象となる患者様には診察時に詳細をご説明いたします。

— 多焦点眼内レンズを使用する白内障手術の費用 —

多焦点眼内レンズに係る費用	}	選定療養（全額自己負担）
白内障の手術		

患者様にはご理解いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

自費一覧表（税込表示）

リース

Aセット	1日	550円	ハイドライエース簡単テープ止め	1枚	308円
Bセット	1日	1,100円	紙オムツ（パッド式）	1枚	154円
Cセット	1日	1,045円	紙オムツ（パンツ式）	1枚	440円
つなぎ単品	1日	330円	ハイパーキャッチ 1600	1枚	440円
食事用エプロン単品	1日	165円	尿とりパッドワイドロングライト	1枚	286円
リハビリAセット	1日	660円	サラケアパッドパワフル	1枚	275円
リハビリBセット	1日	1,210円	尿とりパッドビック	1枚	253円

オムツ

物品

その他

口腔ケアスポンジ	1本	53円	テレビ・冷蔵庫使用料	1日	550円
口腔ケアスポンジ（10本）	1セット	440円	付き添い寝具料	1日	550円
マウスジェル	1本	1,650円	コピー代	1枚	22円
舌ブラシ	1本	55円	コインランドリー洗濯機	1回	200円
簡単トロメイク	1本	30円	コインランドリー乾燥機	30分	100円
〃	5本	151円	洗濯代	1回	330円
〃	10本	302円	理容代（カット）	1回	2,100円
〃	1箱	1,512円	死後処置料		33,000円
			布オムツ	1枚	110円

文書

（書類を依頼する場合は、1階入院窓口もしくは病棟クラークまでお申し出ください）

事務証明書（オムツ・金額証明）	1枚	550円	後遺障害診断書	1枚	11,000円
簡易証明書	1枚	2,200円	身体障害者診断書・意見書	1枚	11,000円
医師証明書（当院書式）	1枚	3,300円	死亡診断書	1枚	11,000円
傷病見舞金申請書	1枚	3,300円	死体検案書	1枚	33,000円
生命保険診断書	1枚	5,500円			

※介護保険主治医意見書、重度心身障害者医療費請求書など、無料の文書もございます。

医療安全管理に関する 取り組み事項

当院は安全文化の醸成に努め、安全で質の高い医療を提供いたします。

1

医療の質的向上を図るための医療安全管理委員会を設置しています

2

組織横断的に医療安全管理を担う医療安全管理部門を設置しています

3

職員に対し医療安全管理の推進のための院内研修を年2回以上開催しています

4

様々な相談に対応する窓口を設置しています
相談窓口対応者は、専従の医療安全管理者と連携を図り、適切に応じる体制を整備しています

【歯科初診料（初診料注 1 の規定）】に関する掲示事項

●当院の体制と取り組み

- ①歯科外来診療における院内感染防止対策の十分な体制が整備されています。
- ②歯科外来診療における院内感染防止対策の十分な機器を有しています。
- ③歯科外来診療における院内感染防止対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師を配置しています。

・院内感染防止対策の徹底

口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄、滅菌処理を徹底しています。

＜設置装置等＞高圧蒸気滅菌機（オートクレーブ／アイクレーブミニ 2）

・感染症患者への対応体制

感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。

・院内感染防止対策の研修

- ①歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を定期的に受講している常勤の歯科医師を 1 名以上配置しています。
- ②院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。

【地域歯科診療支援病院歯科初診料】に関する掲示事項

●当院の体制と取り組み

- ①常勤の歯科医師、看護職員、歯科衛生士を配置しています。
- ②歯科外来診療における院内感染防止対策の十分な体制が整備されています。
- ③歯科外来診療における院内感染防止対策の十分な機器を有しています。
- ④歯科外来診療における院内感染防止対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師を配置しています

・院内感染防止対策の徹底

口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄、滅菌処理を徹底しています。

《設置装置等》高圧蒸気滅菌機（オートクレーブ／アイクレーブミニ2）

・感染症患者への対応体制

感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。

・院内感染防止対策の研修

歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を定期的に受講している常勤の歯科医師を1名以上配置しています。

【歯科外来診療医療安全対策加算】に関する掲示事項

◆歯科外来診療医療安全対策加算の施設基準◆

当院は、医療安全対策の整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算 2」を届出しています。

●当院の医療安全対策の取り組み

- ①地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合し、届出しています。
- ②偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策等に係る研修を修了した常勤の歯科医師を 1 名以上配置しています。
- ③歯科医師と歯科衛生士を配置しています。
- ④歯科の外来診療部門に医療安全管理者を配置しています。

・医療安全対策の徹底

患者様にとって安心して安全な治療が行えるよう、また、治療中の急な体調の変化にも対応できるよう以下の機器を常備しています。

- | | |
|--|--|
| ☒ 自動体外式除細動器(AED) | ☒ パルスオキシメーター |
| ☒ 酸素 | ☒ 救急蘇生セット |

・医療安全への対応体制

偶発症等の緊急時に円滑な対応ができる体制を整えています。

≪緊急時の連絡体制方法等≫ ※緊急院内放送（コードブルー）による対応

・医療安全の研修

当院において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制をとって、安全管理委員会の開催・院内研修を実施しています。

【歯科外来診療感染対策加算】に関する掲示事項

◆歯科外来診療感染対策加算の施設基準◆

当院は、院内感染防止対策の整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適し、「歯科外来診療感染対策加算 3」を届出しています。

●当院の院内感染防止対策の取り組み

- ①地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合し、届出しています。
- ②歯科外来診療の院内感染防止対策について研修を受けた常勤の歯科医師を配置しています。
- ③歯科医師と歯科衛生士を配置しています。
- ④歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置しています。
- ⑤患者様にとって安心して安全な治療が行えるよう、院内感染対策について十分な体制が整備されています。

・院内感染対策の徹底

歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保し、設置しています。

また、口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄、滅菌処理を徹底しています。

《歯科用吸引装置》口腔外用サクション（フリーアームフォルテ／アルテオ）

《設置装置等》高圧蒸気滅菌機（オートクレーブ／アイクレーブミニ 2）

・感染症患者への対応体制

感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。

・院内感染防止対策の研修

歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を定期的に受講している常勤の歯科医師を 1 名以上配置しています。